

会員各位

2020年4月17日

一般社団法人 日本カイロプラクティック徒手医学会

会長 小倉 毅

## 新型コロナウイルス(COVID-19)対応ガイドライン

全世界で新型コロナウイルス(COVID-19)感染が拡大する中、感染拡大防止に向けて、官民一体となって様々な対策が講じてられています。日本国内においても、緊急事態宣言の対象地域では、特定業種に対して休業要請や短縮営業を求められている状況であり、感染拡大が収まらなければ国民の健康被害だけでなく、経済的な問題への影響も深刻な問題となっています。会員の先生方におかれましては、来院者が減っている方、休業を余儀なくされる方、施術を求められて医業類似行為に従事されている方、不要不急ではなく営業されている方とそれぞれの立場で大きな悩みを抱える毎日をお過ごしのこととと思われます。ヘルスケアに従事するうえで、我々は国民の健康を守ることが求められています。一方で施術する先生方を守ることも必要なことです。そのためにも、カイロプラクティック徒手医学の業界から感染者を出さず、感染防止対策を徹底するとともに、発生時に具体的な対応ができるようにしておくことが重要になります。施術する店舗・オフィス・スペースの利用者並びに臨床家・セラピスト、従業員等の生命と健康を守るために、新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大を防ぐ対応指針を定め、カイロプラクティック及び徒手療法の営業について、当会のガイドラインに沿った業務運営に励んで頂くことを推奨致します。



**JSCC**

一般社団法人 日本カイロプラクティック徒手医学会  
Japanese Society of Clinical Chiropractic

## 新型コロナウイルス(COVID-19)対応ガイドライン

### (1) 来院者への注意喚起(ホームページ・店頭掲示・書面配布等)

来院者への注意事項並びに体調が思わしくない時の来院自粛を HP や院内掲示等で積極的に呼びかけましょう。予約の際にも相手の症状を聞いた上で来院自粛をお願いし、適切な指示・アドバイスを行いましょ。また、以下のいずれかに該当する方が来院した場合は、施術を行わずに「帰国者・接触者相談センター」「保健所」「病院」に相談するよう指示してください。

- ① 風邪の症状(くしゃみや咳が出る)や 37.5 度以上の発熱がある方。
- ② 倦怠感・強いだるさ・呼吸の息苦しきがある方、咳、痰、胸部不快感のある方(高齢者、基礎疾患がある方、妊婦の方を含む)。
- ③ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方。
- ④ その他新型コロナウイルス(COVID-19)感染可能性の症状がある方。

### (2) 施術者側の健康管理

施術者は、毎日体温測定を行い、37.5 度以上の発熱等風邪の症状があるなど、体調がすぐれない場合は施術を中止してください。また、スタッフおよび同居する家族の体温測定も行い、体調がすぐれない場合は同様に施術を中止してください。



**JSCC**

一般社団法人 日本カイロプラクティック徒手医学会  
Japanese Society of Clinical Chiropractic

## (2) 衛生管理・感染防止対策

- ① 定期的に部屋を換気して、入口への手指消毒剤配置と清掃・消毒を実施することを徹底してください。
- ② 出入口のドアノブ、洗面所の水道、トイレなど不特定多数が触れる箇所をアルコール(エタノール)等の除菌消毒液で消毒・清掃を徹底して実施してください。
- ③ 施術ガウン及び施術ベッドに使用するタオル等は共用せず、施術毎に交換してください。
- ④ 施術ベッド、枕等は、施術毎に消毒を実施してください。
- ⑤ 施術者・スタッフ等は全員マスク使用が望ましく、来院者には可能な限りマスク使用をお願いしてください。
- ⑥ 施術者は、施術毎に流水と石鹼またはアルコール(エタノール)等の消毒液による手洗い・手指消毒の徹底を実施してください。
- ⑦ 施術者は、自らの目、鼻、口を触らないようにしてください。来院者への施術において、クライアントの目、鼻、口を触るような施術は控えてください。

## (3) 密集対策

来院する患者の密着を避けるため、予約制を利用してください。予約枠は一定の間隔を空けて、来院者が他の来院者と直接会わなくても済むような工夫をしてください。



**JSCC**

一般社団法人 日本カイロプラクティック徒手医学会  
Japanese Society of Clinical Chiropractic

## (5) 施術者の発症もしくは濃厚接触者と指定されたことによる休止対応

施術者の発症もしくは濃厚接触者と指定されたことによる休院などのケースに応じた休院、閉鎖等の処置への対応を想定しておきましょう。

- ① 保健所への連絡・・・来院者情報の選定（濃厚接触者リストアップ）
- ② 保健所の指示に従い休院を決定し、関係者へ周知を行う（濃厚接触者）。
- ③ 休業期間については、所轄保健所の指示に従う。
- ④ 店舗の消毒が求められる。

## <参考>

外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

首相官邸 新型コロナウイルスへの備え

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

首相官邸 感染症対策特集

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

厚生労働省：新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

国立感染症研究所：新型コロナウイルス(COVID-19) 関連情報ページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>



**JSCC**

一般社団法人 日本カイロプラクティック徒手医学会  
Japanese Society of Clinical Chiropractic